

四日市市訓令第7号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程

四日市市保健所処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健予防課（略）									
2 衛生指導課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）に基	（略）								

及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	る <u>第一種動物取扱業</u> の登録の申請の受理								に基づく事務
	法第11条の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> の登録の実施及び通知								同
	法第12条の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> の登録の拒否及び通知								同
	法第13条第2項の規定による <u>第一種動物取扱業</u> の登録の更新及び通知								同
	法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理								同
	法第15条の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> 登録簿の閲覧								同
	法第16条第1項の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> の廃業等の届出の受理(法第24条の4において準用する場合を含む。)								同
	法第17条の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> の登録の抹消								同
	法第19条の規定による <u>第一種動物取扱業者</u> の登録の取消し又は業務の停止								同

	<u>法第22条の6の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理及び検案書等の提出命令</u>				—	—		同
	<u>法第23条第1項及び第2項の規定による基準を遵守していない第一種動物取扱業者に対する改善勧告及び措置勧告（法第24条の4において準用する場合を含む。）</u>							同
	<u>法第23条第3項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者に対する措置命令（法第24条の4において準用する場合を含む。）</u>							同
	<u>法第24条第1項の規定による第一種動物取扱業者からの報告徴収及び事務所等への立入検査（法第24条の4において準用する場合を含む。）</u>							同
	<u>法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理</u>				—	—		同
	<u>法第24条の3の規定</u>				—	—		同

	<u>による変更等の届出の受理</u>								
	法第25条第1項及び第2項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する措置勧告及び措置命令								同
	<u>法第25条第3項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告</u>					—	—		同
	法第26条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可								同
	(略)								
	法第35条第1項から第3項までの規定による犬又は猫の引取り及び場所の指定								同
	<u>法第35条第4項の規定による犬又は猫の返還及び譲渡</u>					—	—		同
	法第36条第2項の規定による通報による負傷動物等の収容								同
	<u>法第37条の規定による犬又は猫の引取りの際の繁殖制限の指導及び助言</u>					—	—		同
	法第41条の2の規定					—	—		同

	による獣医師による通報の受理								
	三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和56年三重県条例第33号)第8条第1項及び第3項の規定による犬による事故及びその後の措置の届出の受理								同
	(略)								
(略)									

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
健康増進法	(略)								
(平成14年法律第103号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	法第27条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等の立入検査又は収去								同
食品表示法	法第6条第1項の規定					—	—		

(平成25 年法律第7 0号。以下 この項にお いて「法」 という。)) に基づく事 務	による指示								
	法第6条第5項の規定 による命令					—	—		
	法第6条第8項の規定 による命令					—	—		
	法第7条の規定による 公表					—	—		
	法第8条第1項の規定 による報告徴収、物件 提出要求、立入検査、 質問及び収去					—	—		
	法第12条第1項の規 定による申出の受付					—	—		
	法第12条第3項の規 定による調査					—	—		
	食品表示法第15条の 規定による権限の委任 等に関する政令(平成 27年政令第68号) 第7条第3項の規定に よる報告					—	—		
	食品表示法第15条の 規定による権限の委任 等に関する政令第7条 第6項の規定による報 告					—	—		
児童福祉法 に基づく事 務	(略)								

(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	法第11条の規定による <u>動物取扱業者の登録</u> の実施及び通知								同
	法第12条の規定による <u>動物取扱業者の登録</u> の拒否及び通知								同
	法第13条第2項の規定による <u>動物取扱業の登録の更新</u> 及び通知								同
	法第14条第1項及び第2項の規定による <u>変更の届出</u> の受理								同
	法第15条の規定による <u>動物取扱業者登録簿</u> の閲覧								同
	法第16条第1項の規定による <u>動物取扱業者の廃業等</u> の届出の受理								同
	法第17条の規定による <u>動物取扱業者の登録</u> の抹消								同
	法第19条の規定による <u>動物取扱業者の登録</u> の取消し又は業務の停止								同
	法第23条第1項及び第2項の規定による <u>基準を遵守していない動物取扱業者</u> に対する改善勧告及び措置勧告								同
	法第23条第3項の規								同

	(略)
(略)	

3 食品衛生検査所 (略)

4 健康づくり課 (略)

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
健康増進法	(略)								
(平成14年法律第103号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	法第27条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等の立入検査又は収去								同
	法第32条第3項の規定による販売に供する食品で栄養表示基準に従った表示をしない場合の製造施設等の立入検査又は収去(特別用途食品及び特別用途表示の承認を受けた食品を除く。)					—	—		同
児童福祉法に基づく事務	(略)								

5 こども保健福祉課 (略)

備考

1 (略)

2 表中 は、四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）第21条の規定により事務の委任を行わない場合の専決区分とする。

3 (略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）